

令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染症に対する取り組みについて

和歌山県農業共済組合

緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルス感染症のまん延が危惧されるなか、職員、顧客（農業者等）、事務所への訪問者等が感染しないためにも、感染対策を遵守して頂く必要があります。

このことから以下のとおり、取り組みを実施しますので、ご理解ご協力よろしくお願い致します。

《職員の感染リスク低減》

1. 基本的な公衆衛生対策の徹底

- ①マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいの励行、職場の清掃、消毒、出勤前の検温の励行を徹底する。
- ②換気が悪く、人が密に長時間集まって過ごすようなことを避ける。
- ③発熱（37.5℃以上）等の風邪症状、味覚・嗅覚異常、又は強い倦怠感があれば出勤を停止する。

2. 通勤時の感染リスクの回避・低減

- ①時差出勤を推奨する。（公共交通機関利用時の人込み回避）
- ②電車通勤職員のマイカー通勤を可能とする。
- ③公共交通機関利用時のマスク着用を徹底する。

3. 業務時の感染リスクの回避・低減

- ①業務体制は、最低限の人員で業務が可能となるよう2班体制で交代勤務（通常勤務と在宅勤務）とし職員間の時間的・物理的な分散を図る。
- ②事務スペースを分離する。（事務室と会議室に分けて執務）
- ③本所・支所間、各支所間の職員の移動をやめ、極力メール、電話等でやり取りする。

《外部関係者への感染拡大防止》

1. 会議等の開催

- ①農業者及び関係機関を対象とした会議については原則開催しない。どうしても開催が必要な場合は人数を制限し、「3つの密」にならないよう最大限配慮して開催する。
- ②外部の会議やセミナー等への参加を中止する。

2. 事業推進及び損害評価

- ①事業推進及び損害評価については、原則農家訪問を行わないが、収入保険（青色申告書類）等必要最低限の対応し、農家訪問を行う際は、マスク着用のうえ、2メートル以上の距離を保つ。

《感染者発生時の対応》

1. 業務の継続

- ①感染者が発生した班の職員を自宅待機とし、感染者が発生していない班をさらに2班に分けて、業務を継続する。

2. その他

- ①来組者の記録の励行（発症者が出た場合の対応）

以上のことを原則に取り組みます。なお、上記対応は感染被害の状況により変更します。ご理解ご協力をお願いします。